

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成28年3月1日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500464号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500265号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年8月1日から同年7月21日に訂正し、昭和56年7月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和56年7月21日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年7月21日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年7月21日から同年8月1日まで

B社へ入社し、すぐに同社の関連会社であるA社に出向となり、その後、請求期間の頃にA社へ転籍となった。請求期間について、B社及びA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録がないので記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の回答、同時期にB社からA社へ異動した同僚から提出された給与支給明細書及びその同僚の陳述によると、請求者は、昭和56年7月21日にB社からA社に異動し、請求期間も継続して勤務していたこと及び当該期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和56年8月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和56年7月21日から同年8月1日までの期間について請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者に係る昭和56年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500538号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500266号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年1月1日から昭和61年12月16日に訂正し、昭和61年12月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

昭和61年12月16日から昭和62年1月1日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年12月16日から昭和62年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年12月16日から昭和62年1月1日まで

昭和48年3月にB社(現在は、C社)に入社し、平成23年8月に退職するまで継続して勤務した。B社から関連会社のA社に転勤した際の厚生年金保険の記録がない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

C社から提出された在籍証明書並びにA社の年金記録及び健康保険記録調査業務を受託しているD社の陳述により、請求者は、B社からA社に異動し、請求期間も継続して勤務していたこと及び当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者が一緒にB社からA社に異動したと記憶する同僚の記録から判断して、昭和61年12月16日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和62年1月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当時の資料がなく不明と回答しているが、昭和61年12月について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の

記録における資格取得年月日である昭和 62 年 1 月 1 日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る昭和 61 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500569 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500267 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 19 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 19 年 7 月 10 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社から平成 19 年 7 月 10 日に支給された賞与に係る年金記録は、現在、保険給付の対象とならない記録となっている。

請求期間は育児休業中であつたので、当該標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された賞与明細一覧表から、請求者は、請求期間において 19 万 5,000 円を賞与として支給されたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は平成 19 年 \* 月 \* 日から平成 20 年 \* 月 \* 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求期間の賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 12 月 2 日に提出され、オンライン記録により平成 27 年 12 月 21 日に処理されたことが確認でき、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付は行わない記録となっているが、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があつた場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細一覧表の賞与支給額から、19万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500530 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500270 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) C 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 33 年 11 月 26 日から昭和 33 年 12 月 15 日に訂正し、昭和 33 年 11 月の標準報酬月額を 9,000 円とすることが必要である。

昭和 33 年 11 月 26 日から同年 12 月 15 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 33 年 11 月 26 日から同年 12 月 15 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 11 月 26 日から同年 12 月 15 日まで

私は、昭和 32 年 4 月に A 社に入社し、平成 10 年 5 月に退職するまで継続して勤務したが、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の記録、B 社から提出された辞令原簿により、請求者は、請求期間において A 社 C 支店から同社 D 支店に異動し、継続して勤務していたことが認められる。

また、B 社の人事担当者は、請求者の請求期間における勤務形態は正社員であり、当時の給与計算は A 社の本部で行っていたので、前後の月は保険料控除しているのに 1 か月だけ厚生年金保険料を控除しないことは考えられない旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A 社 D 支店は昭和 33 年 12 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっ

ているところ、B社の人事担当者は、本来ならばA社D支店が新規に適用事業所となるまでは同社C支店で継続して加入させるべきであった旨陳述していることから、請求者の同社同支店の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和33年12月15日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年10月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500559 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500268 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月  
請求期間について、A 社から賞与を支給されていたが、賞与の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、A 社は、請求者に賞与を支給していない旨回答しているところ、同社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、当該期間に係る賞与の支給は確認できない。

また、課税庁から提出された給与支払報告書及び A 社から提出された請求者に係る給与所得の源泉徴収票によると、請求期間における賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500420号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500269号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年8月

請求期間について、A社から賞与を支給されていたが、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社は、請求者に賞与を支給していない旨回答しているところ、同社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、当該期間に係る賞与の支給は確認できない。

また、A社から提出された請求者に係る給与所得の源泉徴収票によると、請求期間①及び②における賞与の支給及び賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500348号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500271号

## 第1 結論

平成10年5月1日から平成11年5月27日までの期間について、請求者のA社(現在は、B社)における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

平成11年5月27日から平成14年1月21日までの期間について、請求者のB社における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

平成21年2月27日から同年3月1日までの期間について、請求者のC社における船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年5月1日から平成11年5月27日まで  
② 平成11年5月27日から平成14年1月21日まで  
③ 平成21年2月27日から同年3月1日まで

請求期間①及び②について、標準報酬月額が給与額と比べて低い額となっているので、標準報酬月額を訂正し年金額に反映してほしい。

請求期間③について、平成21年2月の年金記録がないが、平成21年2月28日までC社から給与が支給されているので、船員保険に加入すべきである。船員保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された普通預金異動明細表によると、A社から請求者へオンライン記録により確認できる標準報酬月額(11万円)を上回る振込額が確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等を保管しておらず、A社の事業を継承するB社は、当該期間の給与額及び船員保険の保険料控除額が分かる書類を保管していない旨を回答していることから、当該期間における船員保険料の控除について確認することができない。

請求期間②のうち、平成11年5月27日から平成13年9月1日までの期間及び平成13年10月1日から同年12月1日までの期間については、請求者から提

出された給与支給明細書及びB社から提出された請求者に係る「給与明細」によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(11万円)を上回る給与の支給を受けていたことが確認できる。

しかしながら、当該期間においては、上記給与支給明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間②のうち、平成13年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成13年12月1日から平成14年1月1日までの期間については、請求者から提出された普通預金異動明細表によると、B社から請求者へオンライン記録により確認できる標準報酬月額(11万円)を上回る振込額が確認できるものの、請求者は、当該期間に係る給与支給明細書を保管しておらず、同社は当該期間の給与額及び船員保険の保険料控除額が分かる書類を保管していない旨を回答していることから、当該期間における船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、請求者から提出された平成21年3月2日付けの給料支払明細書には、請求者が平成21年2月21日から同年2月28日までの給与がC社から支給されていたことが確認できることから、請求者は、平成21年2月は船員保険に加入すべきである旨主張している。

しかしながら、C社から提出された海員名簿によると、請求者の雇止は平成21年2月26日と記載されているところ、請求者から提出された船員手帳によると、雇止年月日は平成21年2月26日と記載されており、船員被保険者台帳記録の離職日と同日であることが確認できる。

また、C社の事業主は、i) 請求者の給与は平成21年2月28日分まで支給したが、請求者を船員として雇用しており、雇止日を退職日とする取扱いであった、ii) 他の船員も雇止日の翌日を船員保険の資格喪失日として取り扱っている、iii) 平成21年3月2日付けの給料支払明細書に記載されている差引支給額は、平成21年2月の船員保険料等を控除した後の金額ではない旨回答しているところ、同社から提出された平成21年分所得税源泉徴収簿には当該月に係る社会保険料等の控除額の記載はなく、課税庁から提出された請求者に係る平成21年分確定申告書及び平成21年分市民税・県民税証明書に記載されている社会保険料控除の合計額とも符合する。

このほか、請求者の請求期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が船員保険被保険者として請求期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。